

産後ケア事業受け皿整備施設改修費等事業者補助金交付要綱

(趣旨)

第1 県は、産後ケアの受け皿拡大を図るため、産後ケア事業所が行う受入枠拡大のために必要な施設改修等について、当該事業所に対し、予算の範囲内において産後ケア事業受け皿整備施設改修費等事業者補助金を交付するものとし、その交付等に関しては、補助金等交付規則（昭和51年宮城県規則第36号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(交付対象等)

第2 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、実施年度において、「宮城県産後ケア事業受け皿整備施設改修費等補助金」の交付を受けている者とし、補助率、補助対象経費等は別表のとおりとする。

(交付の申請)

第3 規則第3条第1項の規定による補助金交付申請書の様式は様式第1号によるものとし、その提出期限は知事が別に定める日までとする。

2 規則第3条第2項の規定により補助金交付申請書に添付しなければならない書類は、次のとおりとする。

- (1) 産後ケア事業受け皿整備施設改修費等事業者補助金事業実施計画書（別紙1）
- (2) 収支予算（見込）書
- (3) その他知事が必要と認めるもの

3 申請者は、補助金の交付の申請をするに当たり、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入に係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た金額をいい、以下「消費税等仕入控除税額」という。）を減額して申請しなければならない。ただし、申請時において消費税等仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

(交付の条件)

第4 規則第5条の規定による付する条件は、次のとおりとする。

- (1) 補助事業の内容の変更をする場合においては、様式第2号により知事の承認を受けること。ただし、事業の目的の達成に支障をきたさない事業計画の細部の変更であって、交付決定を受けた補助金の額の増額を伴わない場合はその限りではない。
- (2) 補助事業を中止し、又は廃止する場合においては、様式第3号により知事の承認を

受けること。

- (3) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに知事に報告してその指示を受けること。

(状況報告)

第5 規則第10条の規定による報告は、様式第4号によるものとする。

(実績報告)

第6 規則第12条第1項の規定による補助事業実績報告の様式は、様式第5号によるものとし、3月末までに報告するものとする。ただし、知事は必要と認める場合に別途提出期限を定めることができる。

- 2 前項の規定による報告は、以下に掲げる書類を添えて提出しなければならない。

- (1) 産後ケア事業受け皿整備施設改修費等事業者補助金事業実施報告書（別紙2）
- (2) 収支決算（見込）書
- (3) その他知事が必要と認めるもの

- 3 補助事業者は、第3第3項ただし書の定めるところにより交付の申請を行った場合において、実績報告を提出するに当たり、当該補助金に係る消費税等相当額が明らかになった場合には、これを補助金額から減額して報告しなければならない。

(補助金の交付方法)

第7 補助金は、規則第13条に規定する補助金の額の確定後に交付するものとする。ただし、知事が補助事業の遂行上必要と認めるときは、規則第15条ただし書の規定により概算払により交付することができるものとし、その請求書の様式は様式第6号によるものとする。

(消費税等仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還)

第8 補助事業者は、補助事業完了後に消費税及び地方消費税の申告により消費税等仕入控除税額が確定した場合には、速やかに様式第7号により知事に報告するものとする。

- 2 知事は、前項の報告があった場合には、当該消費税等仕入控除税額の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

(その他)

第9 この要綱に定めるもののほか、補助金に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、令和7年8月8日から施行し、令和7年度予算に係る補助金に適用する。
- 2 この要綱は、次年度において、当該補助金に係る予算が成立した場合に、当該補助金にも適用するものとする。

別表

補助率	補助対象経費	補助額
10/10	当該年度に交付決定を受けた「宮城県産後ケア事業受け皿整備施設改修費等補助金」に係る補助対象経費相当額	補助対象経費から「宮城県産後ケア事業受け皿整備施設改修費等補助金」の交付額を差し引いた額